

福島工業高等専門学校いじめ対策委員会 設置要項

(平成26年10月7日)

(校長 裁定)

最終改正 令和6年4月2日

(趣旨)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、以下「法」という。)第22条、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー(平成26年3月27日理事長裁定。令和2年4月30日改訂。以下「機構のポリシー」という。)第8第1項及び福島工業高等専門学校いじめ防止基本計画(令和2年7月7日校長裁定。以下「基本計画」という。)第6第1号に基づき、福島工業高等専門学校に設置する福島工業高等専門学校いじめ対策委員会(以下「対策委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本計画の点検と見直し
- (2) 実施状況のチェック
- (3) 対処事案検証等
- (4) いじめ相談体制の整備
- (5) いじめの未然防止の実効化
- (6) いじめの早期発見の実効化
- (7) いじめ事案対処の実効化
- (8) いじめ対策の企画立案
- (9) いじめ早期発見マニュアルの策定
- (10) いじめ事案対処マニュアルの策定
- (11) 年4回の学生へのアンケート調査
- (12) 年6回の対策委員会
- (13) 年4回の教職員対象の研修会

(組織)

第3条 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事

- (5) 学生保健センター長
- (6) 担当学生主事補
- (7) 看護師
- (8) 事務部長
- (9) 学生課長
- (10) 学生課長補佐

2 いじめ事案発生時における対策委員会には次の委員を加えることができる。

- (1) スクールカウンセラー
- (2) スクールソーシャルワーカー
- (3) 弁護士
- (4) いわき中央警察署生活安全課署員
- (5) 当該学生の学級担任又はコース長
- (6) 当該学生の科目担当者
- (7) 当該学生の研究指導教員
- (8) 当該学生の部活動指導教員
- (9) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 対策委員会委員の任期は、校長が委嘱した日から1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、第3条2項については、都度必要に応じて依頼するものとする。

(庶務)

第5条 対策委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和2年7月7日から施行する。
- 2 この要項の施行の日以後最初に委嘱される第3条第11号及び第15号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 3 福島工業高等専門学校いじめ問題対策会議設置要項（平成26年10月7日校長裁定）は、廃止する。

附 則（令和6年4月2日一部改正）

- 1 この要項は，令和6年4月2日から施行する。